

発明の取り扱いについて 著作権について

産学・地域連携推進機構

知的財産・ABS対応部門

03-5463-4037 chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp

2019年6月4日更新

知的財産権とは

特許権(特許法)
発明(物, 方法, 生産方法)
/出願から20年

実用新案権(実用新案法)
考案(物品の形状, 構造等)
/出願から10年

商標権(商標法)
商品, サービスに使用するマーク
/登録から10年(更新有)

意匠権(意匠法)
物品のデザイン
/登録から20年

育成者権(種苗法)
植物の新品種
/登録から25年(樹木は30年)

著作権(著作権法)
精神的作品/死後70年

営業秘密等(不正競争防止法)

- : 絶対的独占権(知らなかったではすみされない権利)
- : 相対的独占権(ものまねしてはいけない権利)

発明の取り扱いについて

■ 特許性（権利化）の判断

創出した発明は、先行技術と比較して、**新規性・進歩性**があることが必要です。発明相談をうけると、知的財産・ABS対応部門で聞き取り、調査を行います。

■ 発明の公開（新規性の喪失）

発明の内容を論文（学会・図書等）やSNS等で**公開すること**で、**特許化できない**ことがあるため、公開時期を確認・調整します。

また、以前に発表した関連論文が特許性の判断材料となることも留意する必要があります。

東京海洋大学の発明の取り扱いについて

(職務発明等規則 別紙、<https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/0178.htm> 参照)

- 教職員(教授・准教授等)が発明等(発明、著作物)を創作した場合、職務発明等規則に基づき、大学に届出を行い、大学にて帰属の可否を審議します。
- 大学帰属となった場合は、大学が出願人となって出願を行います。

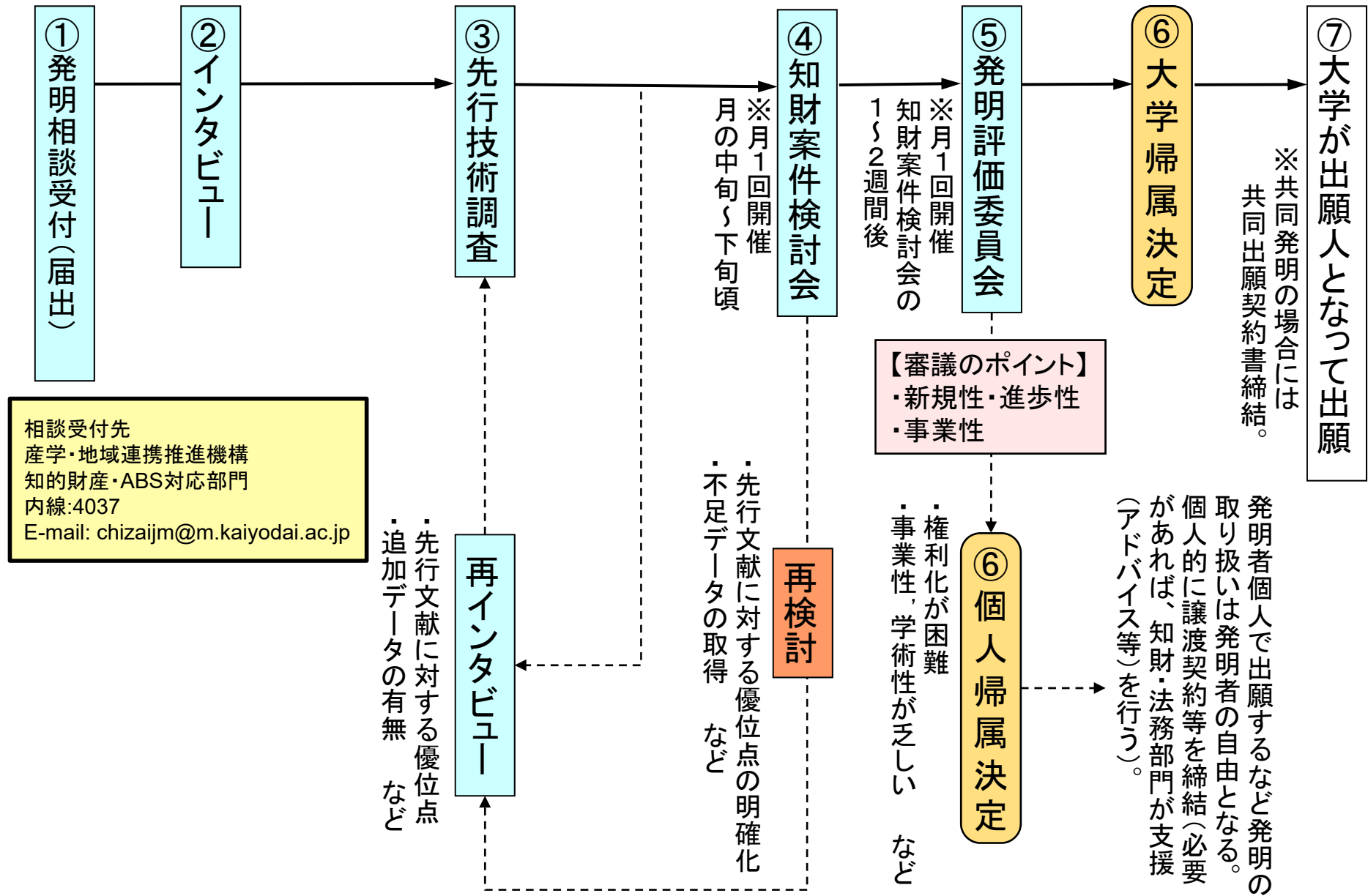
(手続きの流れ:次ページ参照)

「勝手に出願すること」や「成果物(菌・ウィルス・泥・食品・分析データ等)を事前の許可なく第三者に渡すこと」は規則違反となります。

(研究成果物等取扱規則 https://shokuin.kaiyodai.ac.jp/kisoku/22_033.htm 参照)

手続きの流れ

帰属決定までは、最低でも発明相談から2ヶ月は必要



発明の取り扱いについて (発明を創作したら・・・)

- 発明者を確認する
発明者は実験を手伝った人ではなく、**アイデアを閃いた人、アイデアを具現化した人**です。
- 発明相談・発明届を提出する
大学の代表発明者は、発明を創出したら、速やかに届け出る必要があります。
- 学生も発明者になりえる
博士課程内の研究で生じた発明の場合、発明者の学生は個人発明者の扱いになりますが、**教員との共同発明の場合、P4で紹介した職務発明等規則に準じた取り扱いをしています。**

発明の取り扱いについて

- 社会人ドクター・大学と雇用関係がある学生が発明者となる場合、以下を確認してください。
 - ・所属企業の**職務内**での発明か
→企業の職務発明とみなす（**会社の規定に従う**）
 - ・大学で**雇用**されているプロジェクト等の**範囲内**か
→大学の職務発明とみなす（**大学の職務発明等規則に従う**）
 - ・**博士課程内**の研究か→**個人発明**とみなす
- 異動後、出願を希望する場合
発明完成時点での所属機関の規定に従う必要があります。現時点の所属でないことに留意してください。

不明点があれば、知的財産・ABS対応部門へご相談下さい。

本学における知的財産(特許, 実用新案)の状況

		総数	共同出願	発明者に学生
発明の届出		16	—	3
国内	出願	10	5	3
	登録	12	5	2
外国	出願	8	4	2
	登録	3	—	1

企業への新規技術移転件数

相手先	総数	共同出願
中小企業	4	0
大企業	0	0
合計	4	0

保有件数

技術移転件数累計

	保有件数		技術移転件数累計	
	総数	共有	総数	実用化
国内	122	51	23	16
外国	32	4	0	0

著作権について <著作権とは>

- 著作権とは
「文化の発展」に寄与することを目的として著作者等の権利の保護を図るもの
- 著作権の発生と期間
著作物を創作した時点で自動的に発生する。
出願等の手続きは必要ない。著作者の**死後70年**
(※2018年12月30日付で、TPP関連法が施行*され、
50年から変更された)。

*環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律

著作権について <著作権の種類>

■ 著作権の種類

著作者人格権:

著作者の人格的な利益を保護

著作者だけが持つ権利。著作者の死亡により消滅。

著作権:

財産的な利益を保護。一部又は全部の譲渡、相続が可能。

著作権について <著作物とは>

■ 著作物とは

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、**学術**、美術又は音楽の範囲に属するもの。

例示：小説、脚本、**論文**、**講演**その他の言語

音楽、舞踊又は無言劇

絵画、版画、彫刻その他の美術

建築、**地図**又は学術的な性質を有する**図面**、

図表、**模型**その他の図形

映画

写真

プログラム

著作権について <著作権の侵害>

- 著作権の侵害＝著作物の利用
創作した著作物が、**既存の著作物に依拠**※し、かつ、
既存の著作物と**類似している場合**、著作権の侵害が
成立する

※あるものに基づくこと。よりどころとすること。

【著作権の侵害の具体例】

- 著作者の許諾を受けずに著作物のコピー等を行うこと。

例：海賊版DVD

自分の研究に関する新聞記事をコピーして配布

自分の論文に他人の論文等を丸写しして掲載

インターネットで著作者の許諾なしに音楽等を配信

- 他人の論文を見て、少々変更したのみの場合、作成した論文は、研究不正とされるが、他人の論文に依拠したことになり、かつ、元の論文と類似しているため、**著作権侵害にもなる。**

【引用：特例として認められる】

公表された著作物は、引用して利用することができる。この場合において、その引用は、公正な慣行に合致するものであり、かつ、報道、批評、研究その他の引用の目的上正当な範囲内で行なわれるものでなければならない。
(著作権法32条1項)

例えば・・・

学術論文において他人の文章を掲載して結果を考察

引用の要件

- ① 引用する著作物は**既に公表**されている
- ② 引用を行う**必然性**
- ③ カギ括弧などにより、引用部分と自分の文章と**明確に区別**
- ④ 引用部分と自分の文章との主従関係が明確
(**自分の文章が主**)
- ⑤ **出所の明示**



その他、知財に関するご相談は、

産学・地域連携推進機構

知的財産・ABS対応部門

7号館2階

内線: 4037

E-mail: chizaijm@m.kaiyodai.ac.jp